

経営バイタル の強化書 KEI EI VITAL

支援策の重点はコロナ禍対応から、
多岐にわたる経営課題対策へ

2025年1月以降の中小企業向け資金繰り支援



2025年1月以降、中小企業向け資金繰り支援はコロナ禍からの経済正常化を踏まえた新たな局面となり、これまでの売上減少への対応から、人手不足、賃上げ、原材料費の高騰といった多岐にわたる課題への支援に重点が移ってきています。
中小企業向け資金繰り支援策について確認しておきましょう

1 2025年1月以降の中小企業向け資金繰り支援の概要

2025年1月から中小企業向け資金繰り支援策の重点が変わります。国は、「コロナからの社会経済活動の正常化が進む中、経営上の課題は、売上減少から、人手不足・賃上げ・原材料費高騰等への対応にシフトしていることから、各種資金繰り支援策についても、経営改善・再生はもちろん、成長促進も含めて、多岐にわたる経営課題に対応できるよう見直ししていく。」としており、今後の資金繰りは、コロナ対応としての資金繰り支援策が終了し、中小企業の経営改善・事業再生・成長促進を後押しすることが主な目的となり、自ら資金繰り改善に力を入れることが必要になってきます※1。

2025年1月から中小企業向け資金繰り支援の全体像は、【図1】のようになっており、2025年3月までに終了する資金繰り支援策は、

- 経営改善サポート保証（コロナ対応）（2025年3月まで）
- コロナ借換保証（2025年3月まで）

- 国のコロナ融資（日本公庫等のコロナ特別貸付）（2024年12月で取扱い終了）
 - 国のコロナ資本性劣後ローン（日本公庫等の資本性劣後ローン）（2025年2月まで）
 - 国のセーフティネット融資の金利引き下げ措置（日本公庫等のセーフティネット貸付）（2025年3月まで）
- となっており、一方2025年1月以降に始まる新たな支援策は、
- 経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）
 - 協調支援型特別保証（プロパー融資と信用保証付き融資を組み合わせた協調融資制度）
 - 危機対応後経営安定貸付制度
 - 資本性劣後ローン対象企業の拡大（日本公庫等の通常時資本性劣後ローンの拡充）
 - 早期経営改善計画策定支援事業の拡充
- となっています。

【図1】 2025年1月以降の中小企業向け資金繰り支援の全体像※1

		12月末	2月末～3月中旬	3月末	6月
民間金融機関 (信用保証制度)	経営改善サポート保証（コロナ対応） (100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限2.8億円、保証期間15年)		3ヶ月の延長		
	経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型） (100%保証は100%保証で借換、保証料0.3%、上限2.8億円、保証期間15年)				
	コロナ借換保証（石川県内一部地域でのみ継続中） (100%保証は100%保証で借換、保証料0.2%、上限1億円、保証期間10年)		3ヶ月の延長		
政府系金融機関	協調支援型特別保証 (80%保証、保証料引き下げ、上限2.8億円、保証期間10年)				
	日本公庫等のコロナ特別貸付 (売上▲5%等・災害貸付金利を適用)				
	日本公庫等のコロナ資本性劣後ローン (適用利率2.95%等、限度額15億円)		2ヶ月延長		
	日本公庫等のセーフティネット貸付 (利益率▲5%→金利▲0.4%) ※資材費等の価格高騰対策として実施		3ヶ月の延長		

※ 終了。ただし、借換に対応可能な「危機対応後経営安定貸付」を新たに措置。
(限度額20億円、貸付期間最大20年、基準金利を適用)

※ 通常時の資本性劣後ローンの拡充
(後力化投資に取り組む事業者を対象に追加、適用利率見直し、限度額の拡充(10億円→15億円))

(注) 画マーカーの企業はコロナ対応型の支援策、緑マーカーの企業はコロナに限定していない支援策。

2 具体的な支援策

2025年1月以降に始まる新たな支援策は、①効果的な経営改善・再生支援の継続・強化、②成長志向の事業者支援を目的に下記の支援が予定されています※2。

【図2】効果的な経営改善・再生支援の継続・強化※2

① 経営改善・再生支援の継続・強化	
協調支援型特別保証 *概要：金融機関のプロパー融資と保証付融資を組み合わせることにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足等の多岐にわたる経営課題解決への取組を後押しする制度 *制度詳細：保証上限2.8億円・保証料率0.3%・据置期間1年以内（運転資金）/3年以内（設備資金）	
経営改善サポート保証 （経営改善・再生支援強化型） *概要：中小企業活性化協議会の支援や経営改善計画策定支援事業（405事業）等で策定した計画の実行に必要な資金を、保証付融資で支援する制度 *制度詳細：保証上限2.8億円・保証料率0.3%・据置期間最大3年 100%保証の融資は100%保証で借換え可能 （コロナ対応型） *制度詳細：保証上限2.8億円・保証料0.2%・据置期間最大5年	
早期経営改善計画策定支援事業 *概要：国が認定した専門家の支援を受け、資金計画やビジネスモデル俯瞰、アクションプランなどの経営改善計画を策定する場合、専門家への支払い費用の2/3を補助 （注）税理士や中小企業診断士等だけでなく、民間金融機関による計画策定支援についても、一定の条件で本事業の対象としています	

①効果的な経営改善・再生支援の継続・強化は、協調支援型特別保証、経営改善サポート保証、早期経営改善計画策定支援事業の拡充となっており、協調支援型特別保証は、金融機関のプロパー融資と保証付融資を組み合わせること等により金融仲介機能の強化を図り、人手不足に対応する省力化投資など、多岐にわたる経営課題に対応した資金繰りを支援するものとなっています。ここで、「プロパー融資」とは、信用保証協会による保証がなく、民間金融機関が実施する融資のことを指します。80%保証、保証料の引き下げ、上限2.8億円、保証期間10年という支援が想定されています。

経営改善サポート保証は、経営サポート会議や中小企業活性化協議会等の支援により作成した経営改善・再生計画にもとづき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を保証付融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押しする制度で、このうち「経営改善サポート保証（コロナ対応）」については2025年3月まで延長され、その終了後は、経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）が新たに始められることになります。経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）とは、中小企業活性化協議会の支援や経営改善計画策定支援事業（405事業）等で策定した計画の実行に必要な資金を保証付融資で支援する制度で、とくに経営改善・再生計画を作った上での借換の支援に重点が置かれています。100%保証は100%保証で借換え、保証料0.3%、上限2.8億円、保証期間15年となっています。経営改善サポート保証（コロナ対応）と比べて保証率のみ0.1ポイント上がることになります。

早期経営改善計画策定支援事業の拡充は、コロナ禍で、借入において民間ゼロゼロ融資をはじめとする信用保証付融資が中心となる中小企業が增大した中、こうした事業者が早期に経営改善に着手することで将来の挑戦が可能となるよう、「早期経営改善計画策定支援」事業（ポストコロナ持続的発展計画事業、いわゆるポストコロナ事業）について、令和6年2月1日より1年の時限的な取り扱いとして、一定の条件のもと民間金融機関による支援を補助対象としていたものの取扱期間

を3年間延長するとともに、2月1日より一部条件の見直しを行ったものです。

【図3】「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の更なる促進※3

	改正前	改正後
実施期間	2023年2月～2023年3月	2024年2月～2025年3月
補償額	上限15万円（計画策定費用の2/3以内）	3年間（注1）
対象事業者	① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間向けに融資（借付）を受けること、利用申請書において当該融資の残高があること ② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク（注2）であること ③ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資残高が4,000万円以下であり、そのうち貸付された融資（借付）の残高が2,000万円以下であること	① 支援を受ける中小企業（以下、「支援対象者」という）は、民間向けに融資（借付）を受けること、利用申請書において当該融資の残高があること ② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク（注3）であること ③ 支援を行う金融機関における、支援対象者の貸付残高（借付）の残高が2,000万円以下であること ④ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資残高が、民間向けに貸付された融資（借付）の残高が2,000万円以下であること

【図4】成長志向の事業者支援※2

② 成長志向の事業者支援	
日本公庫による資本性劣後ローン *概要：資産査定上「資本」とみなされ、民間金融機関の支援を促進する融資制度 *対象者：キャッシュフローが不足する企業や一時的に財務状況が悪化したため企業再建等に取り組み企業に加え、省力化投資等の成長資金を必要とする事業者を対象に追加 *制度詳細：融資上限（中小事業）15億円、（国民事業）7,200万円 業績に応じて2区分（赤字の場合は0.5%・黒字の場合は3%）の利率が適用 コロナ資本性劣後ローンにおいては、融資後3年は利率0.5%	
日本公庫によるセーフティネットの金利引き下げ措置 *概要：基準金利から0.4%引き下げた融資制度 *対象者：ウクライナ情勢・原油価格上昇の影響で、利益率が減少した者 *制度詳細：融資上限（中小事業）7億2千万円、（国民事業）4,800万円 *貸付期間：設備資金15年以内、運転資金8年以内、据置期間最大3年	
小口零細企業保証 *概要：小規模事業者従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者等を対象とした、100%の保証が可能な制度 *制度詳細：保証上限2,000万円（既存の保証付融資と合計で2,000万円の範囲内） 100%保証の融資は100%保証で借換えが可能	

②成長志向の事業者支援は、日本公庫による資本性劣後ローン、日本公庫によるセーフティネットの金利引き下げ措置、小口零細企業保証となっており、日本公庫による資本性劣後ローンは、2025年2月まで延長し、その終了後に「通常資本性劣後ローン」として、省力化投資等の成長資金を必要とする事業者を対象に追加されます。適用利率の見直し、限度額の拡充（10億円→15億円）が検討されています。なお、資本性劣後ローンとは、資産査定上「資本」とみなされ、民間金融機関の支援を促進する融資制度です。

日本公庫によるセーフティネットの金利引き下げ措置は、基準金利から0.4%引き下げた融資制度で、2025年3月まで継続することが予定されています。ウクライナ情勢・原油価格上昇の影響で、利益率が減少した事業者を対象としており、融資上限は、中小事業で7.2億円、国民事業で4,800万円となり、貸付期間は設備資金15年以内、運転資金8年以内、据置期間最大3年となっています。

小口零細企業保証とは、小規模事業者従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の事業者等を対象とした、100%の保証が可能な制度で、保証上限2,000万円（既存の保証付融資と合計で2,000万円の範囲内）で、100%保証の融資は100%保証で借換えが可能な制度となっています。

また、日本公庫等の「コロナ特別貸付」は、2024年12月で終了していますが、その用途の多くが借換えであることを踏まえて、新たに設ける「危機対応後経営安定貸付」で支援することが予定されており、限度額20億円、貸付期間20年、基準金利を適用することが予定されています。

※1 「今後の中小企業向け資金繰り支援について（PDF）」（中小企業庁）（URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/pamphlet/support/shikinguri.pdf>）

※2 「資金繰りにお悩みの皆様へ（PDF）」（中小企業庁）（URL: https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/pamphlet/shikinguri_shien.pdf）

※3 「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の更なる促進（PDF）」（中小企業庁）（URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2024/241203saisei.pdf>）